森林土木工事における余裕工期の試行と専任技術者等に係る取扱いについて

1 森林土木工事の工期に係る余裕期間の試行について

受注者の円滑な工事施工体制の整備を図るため、建設資機材、労働者確保等を事前に 計画的に準備するための期間を試行的に設けることとしております。

2 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとしております。

なお、この場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とします。

ただし、監理技術者には適用しません。

3 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間、工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間等、設計図書等の書面において専任を要しない期間の明確化に努めることとしております。

4 その他

詳細については、該当する案件の入札公告、入札説明書等で確認をお願いします。

お問い合わせ先

東北森林管理局 総務企画部 経理課 電話 018-836-2070